

入札公告（入札後審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
静岡県における情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における情報システム開発等の業務の委託に係る入札参加停止を受けていない者であること。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成のうえ提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の提出は、契約条項を示す場所への持参もしくは郵送とし、資料の提出は、契約条項を示す場所への持参とする。
- (3) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
申請書	入札後審査型様式2号
入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資料（添付資料含む）を作成のうえ、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 1 同種業務の履行実績 2 許可等の状況
同種業務の履行実績の確認	○同種業務の履行実績を確認できる書類を提出すること。 ・同種業務の履行実績として記載した業務に係る契約書の写し
許可等の状況の確認	○許可等の状況を証するものとして以下の書類を添付すること。 静岡県内に営業所があることを証する書類を提出すること。
入札参加資格	有効な「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格の審査結果」通知の写し

- ・申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 仕様書等について

交付等の方法	入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載
質問	書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	書面により回答し、契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	書面持参による。 入札・開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、を提出すること。また本委託業務の詳細な積算資料を入札執行場所へ持参すること。
その他注意事項	①郵送又は電送による入札は認めない。 ②入札書及び入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び、入札価格（業務委託費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格（業務委託費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（業務委託費）内訳書の提出を求める。

なお、入札価格（業務委託費）内訳書の提出の要否は、個別事項において記載する。

受付	入札書の提出に準じる。
様式	様式第9号
取扱い	入札価格（業務委託費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	<p>本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに当該業務の入札価格（業務委託費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。</p> <p>なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、情報システム開発等の業務の委託に係る入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p>
落札者の決定方法	<p>①地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。</p> <p>②入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。</p>

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>①入札保証金 免除。</p> <p>②契約保証金 免除。</p>
契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
その他	<p>①入札参加者は、契約書案を熟読すること。</p> <p>③契約書案及び仕様書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>④契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑤申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。</p> <p>⑥1-5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑦その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>